

BRSO基本課程 認定校基準規程

平成 20 年 6 月

有限責任中間法人ボディリラクゼーション従事者安全・安心機構

B R S O 基本課程 認定校基準規程

第 1 章 学校法人格を有する団体(政府管掌教育機関含む)

第 1 条 大学(大学院含む)、短期大学、高等専門学校(専門課程)、専修学校(専門課程)、政府管掌教育機関(職業訓練校など)のうち、認定コース設置の申請があった場合は、以下「1 項、2 項」ならびに「3 条」を満たすことを確認した上で、申請のあった認定コースについて機構が審議を行い、承認をもって B R S O 認定校と認定する。

- 1 医業類似行為(あはき、柔道整復)養成学科を有する学校法人より、認定コースを設置する旨の申請があった場合。
- 2 医学・歯学・薬学・コ・メディカル(看護師、保健師、助産師、理学療法師養成などの専門課程)を養成する学科を有する学校法人より、認定コースを設置する旨の申請があった場合。

ただし、上記の学科を有する学校法人のうち、ボディリラクゼーションと関連があるか明確に判断できない学科しか有さない学校法人については、(2 条第 1 項に該当する学校法人を除く)機構において、別途審議を要するものとする。

(例：臨床工学技士、放射線診療技士養成課程など)

また、ボディリラクゼーションと関連があるか、明確に判断できない学科に、認定コースの設置申請があった場合についても同様とする。

第 2 条 以下「1 項、2 項」の学校法人から認定校の申請があった場合については、「3 条」を満たすことを条件に、申請のあった認定コースについて機構が審議を行い、承認をもって B R S O 認定校と認定する。

なお、審議において、機構が必要と判断した場合は、別途資料の提出を求めることができるものとする。

- 1 1 条で規定した学科をこれから開設する新設校。
- 2 スポーツ・健康科学・理美容といった、ボディリラクゼーションの周辺業界に位置すると考えられる専門教育を実施していると機構が認定する学校法人。

第3条 BRSO認定校の申請を行う学校法人は、上記の基準とは別途、以下の要件を満たすことを必要とする。

- 1 別途、機構側が認定基準を定める「認定指導員」の資格を有するか、もしくは機構が認定指導員の資格を与えられると判断できる人材が、一定数存在すること。
- 2 BRSO認定コースの受講者を、学校法人側が一定数以上確保でき、学校法人側の責任において認定コースを運営できること。
- 3 別途、機構が定めるBRSO検定実施要項に沿い、一般の受験者も含めた形でBRSO検定が実施できること。
- 4 BRSO認定コースの受講、ならびにBRSO検定を実施するにあたって必要な設備とスペースを法人として所有していること。
- 5 機構が定める認定料を、機構へ納めること。
- 6 その他、別途BRSO側が認定コースの運営ならびにBRSO検定実施に必要と定める項目を用意できること。

第2章 各種学校

第4条 各種学校からBRSO認定校の申請があった場合は、以下の「1項、2項、3項、4項」ならびに「5条」をもとに申請のあった認定コースについて、機構が審議を行い、承認をもってBRSO認定校と認定する。

- 1 過去に医療関連法規・労働関連法規をはじめとした各種法令に違反し、行政指導以上の処罰を受けた経緯がないこと。
なお、審査対象は、学校だけではなく、付帯事業（学校経営のサロンなどの事業体）卒業生の団体等も含めて審査を行うものとする。
- 2 BRSOの理念について理解賛同し、BRSO認定校の指定を受けるにあたって、法令遵守・安全な技法の提供・指導の遵守を誓約できること。（会員企業の入会基準に順じた誓約を行っていただいた上で、審査を行うものとする）
- 3 各種学校内において、受講者に講習している技法・カリキュラムが法令を遵守したものであり、なおかつボディリラクゼーションの目的に合致した上で、安全性が確認できるものであると、機構理事・評議員ないし、機構が指定した外部の有識者によって認められること。
- 4 認定校審議においては、開設より一定年月以上の活動を行っている各種学校を審査の対象とし、新規開設の法人を審査する場合にあたっては、一定数以上の理事の承認を得た場合のみとする。
なお、審査対象を満たすとする活動期間は、別途機構側が定めるものとする。
- 5 認定するにあたり、機構に有益性があると認められること。

第5条 B R S O 認定校の申請を行う各種学校は、上記の基準とは別途、以下の要件を満たすことを必要とする。

- 1 別途、機構側が認定基準を定める「認定指導員」の資格を有するか、もしくは機構が認定指導員の資格を与えられると判断できる人材が一定数存在すること。
- 2 B R S O 認定コースの受講者を、各種学校側が一定数以上確保でき、各種学校側の責任において認定コースを運営できること。
- 3 別途、機構が定めるB R S O 検定実施要項に沿い、一般の受験者も含めた形でB R S O 検定が実施できること。
- 4 B R S O 認定コースの受講、ならびにB R S O 検定を実施するにあたって必要な設備とスペースを法人として所有すること。
- 5 機構が定める認定料を、機構へ納めること。
- 6 その他、別途B R S O 側が認定コースの運営ならびにB R S O 検定実施に必要なと定める項目を用意できること。

附 則

- 1 この規程は平成 20 年 6 月 6 日から適用する。
- 2 この規程は、理事会の議決により変更することができる。